

平成23年11月



第2回議会報告会



第1回議会報告会の様子（平成23年5月）

《次 第》

- 1 開 会
- 2 代表者あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 報告事項等
 - (1) 委員会等の活動報告
 - (2) 重要な議案等の審議状況
- 5 質疑応答
- 6 意見交換会
 - (1) 佐伯文化会館について
 - (2) 市議会及び市政への意見について
- 7 閉 会

【大分県佐伯市議会】

【 議 会 報 告 会 日 程 表 】

日 時		会 場	中学校区	担当班
11月 1日(火)	午後7時～9時	八幡地区公民館	彦 陽	(1班)
	午後7時～9時	下堅田地区公民館	佐伯南2	(2班)
	午後7時～9時	蒲江地区公民館	蒲江翔南	(3班)
	午後1時～3時	鶴見地区公民館地下分館	大 島	(4班)
	午後7時～9時	佐伯文化会館	佐伯城南	(5班)
11月 2日(水)	午後7時～9時	色利地区基幹集落センター	米水津	(1班)
	午後7時～9時	吹浦公民館	鶴 見	(2班)
	午後7時～9時	宇目地区公民館	宇目緑豊	(3班)
	午後7時～9時	弥生地区公民館切畑分館	昭 和	(4班)
	午後7時～9時	上浦地区公民館	東 雲	(5班)
11月 4日(金)	午後7時～9時	大入島地区公民館	大入島	(1班)
	午後7時～9時	直川地区公民館	直 川	(2班)
	午後7時～9時	渡町台地区公民館	鶴 谷	(3班)
	午後7時～9時	上灘文化センター	佐伯南1	(4班)
	午後7時～9時	本匠西地区公民館	本 匠	(5班)

※佐伯南1は(上灘・東灘・木立)、佐伯南2は(池田・長谷・下堅田・青山)の地域です。

〔班構成〕・議員の班編成及び開催場所は、抽選により決定しました。

班	代表者	班 員 (議席順)				
1班	矢野精幸	後藤幸吉	宮脇保芳	玉田茂	清家好文	清家儀太郎
2班	高司政文	井野上準	兒玉輝彦	日高嘉己	高橋香一郎	御手洗秀光
3班	後藤勇人	河野豊	井上清三	芦刈紀生	下川芳夫	吉良栄三
4班	渡邊一晴	浅利美知子	清田哲也	河原修仁	江藤茂	矢野哲丸
5班	上田徹	佐藤元	三浦涉	小野宗司	梶田穂積	

*** (目 次) ***

- ◆議会活動実績表（5月～10月）・・・3ページ
- ◆市議会の構成・・・4ページ
- ◆報告事項等

（1）委員会等の活動報告

番号	委員会名	ページ
①	議会運営委員会	5
②	総務常任委員会	7
③	建設常任委員会	9
④	教育民生常任委員会	11
⑤	経済産業常任委員会	13
⑥	議会改革等調査特別委員会	15
⑦	地域開発調査特別委員会	17
⑧	政策研究会	18

（2）重要な議案等の審議状況

議案等名	件名	ページ
議案第102号	請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解について	19
議案第103号	平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）	23
請願第10号	佐伯市中心部の高校に通学する佐伯市内在住の高校生に対する通学費の補助についての請願	26
意見書案第32号	社会資本整備に関する意見書	27
—	公共工事入札事務問題調査特別委員会の設置	28

◆意見交換会

- （1）佐伯文化会館について・・・29ページ
- （2）市議会及び市政への意見について・・・30ページ

◆参考資料

・・・31ページ

- ・佐伯市議会基本条例（前文）
- ・市議会の役割
- ・市議会の権限
- ・本会議（定例会）の審議の流れ
- ・委員会等構成表（委員等名簿）

議会活動実績表(5月~10月)

日	5月	6月	7月	8月	9月	10月
1		議運・開会日・総務委・代表者会議	総務委 議会運営委		議運・開会・代表者会議・議会改革	
2				議会改革委		
3				広域連合議会・議会改革(視察受入)		議員定数パブリックコメント開始
4			議会改革委			
5				政策研究会		行政視察(建設)
6		議会運営委 一般質問				行政視察(建設)
7					議会運営委 一般質問	行政視察(建設)
8		総務委	政策研究会 総務委	経済産業委	一般質問 議会運営委	
9	議会一般モニター意見交換会	一般質問		建設委 総務委	一般質問	
10	議会運営委	一般質問 全員協議会			(議員ソフト)	
11			広報委		(議員陸上)	
12			会派行政視察(開政会)			行政視察(経産)
13	議会運営委臨時会	議運・経済産業委各派代表者会議	会派行政視察(開政会)		議会運営委・一般質問・全員協議会	行政視察(経産)
14			会派行政視察(開政会)		経済産業委 教育民生委	広報委
15		政策研究会			建設委 総務委	
16		経済産業委 教育民生委				
17	第1回議会報告会	建設委・総務委・経産委・代表者会		教育民生委		行政視察(総務・教民)
18	第1回議会報告会			総務委(管内視察)		行政視察(総務・教民)
19	第1回議会報告会					行政視察(総務・教民)
20			議会改革委			議会改革・議会運営委・議員研修会
21			建設委・会派行政視察(後藤幸吉)			地域開発委(意見交換会)
22			経済産業委	議会運営委 国県事業懇談会	議運・閉会日・公工入・地域開発	
23		議運・全協・地域開発・議会改革				
24	議会運営委・勉強会・議会改革委			議運・勉強会・全員協議会		会派行政視察(平成会・新風会)
25						会派行政視察(平成会・新風会)
26			地域開発委			会派行政視察(平成会・新風会)
27			教育民生委		議会モニター意見聴取会	会派行政視察(平成会・新風会)
28			地域産業委			
29		政策研究会	議会運営委		議会改革(視察受入)	
30	一般質問割振り等協議					
31				一般質問割振り等協議		教育民生委 公共工事入札委

市議会の構成

本会議

本会議とは、全議員で議案などを審議する会のことを言います。またここでは、市政全般に関する質問（代表質問・一般質問）が行われます。

議会運営委員会

【定数 12 人以内】

議会運営を円滑、効率的に行うために設置しています。

常任委員会

議案等を専門的、能率的に審査するために所管の常任委員会に付託し、詳細に審査します。

・総務常任委員会 【定数 8 人】

総務部、財務部、企画商工観光部企画課（まちづくり推進係を除く）、消防本部などの所管

・建設常任委員会 【定数 7 人】

建設部、上下水道部の所管

・教育民生常任委員会 【定数 8 人】

市民生活部、福祉保健部及び教育委員会の所管

・経済産業常任委員会 【定数 7 人】

企画商工観光部企画課（まちづくり推進係に限る）、商工振興課及び観光課、農林水産部並びに農業委員会の所管

特別委員会

特に必要があると認める事件について議会の議決で設置します。

・議会改革等調査特別委員会 【定数 10 人】

議会基本条例の策定、その他議会改革に関すること

・地域開発調査特別委員会 【定数 10 人】

大型船修理ドックに関すること。中心市街地の活性化に関すること

・地域産業調査特別委員会 【定数 10 人】

第 1 次産業における新しい取組に関すること

・議会広報調査特別委員会 【定数 7 人】

議会広報の発行、ホームページの充実に関すること

・公共工事入札事務問題調査特別委員会 【定数 9 人】

公共工事入札事務問題に関すること

※その他、必要に応じ予算特別委員会及び決算特別委員会を設置し審査しています。

協議又は調整を行うための場

・政策研究会 【定数 8 人】

政策条例案の立案、政策提言を行うために調査・研究しています。

・全員協議会

特に重要な案件について議員相互又は市長と協議又は調整を行います。

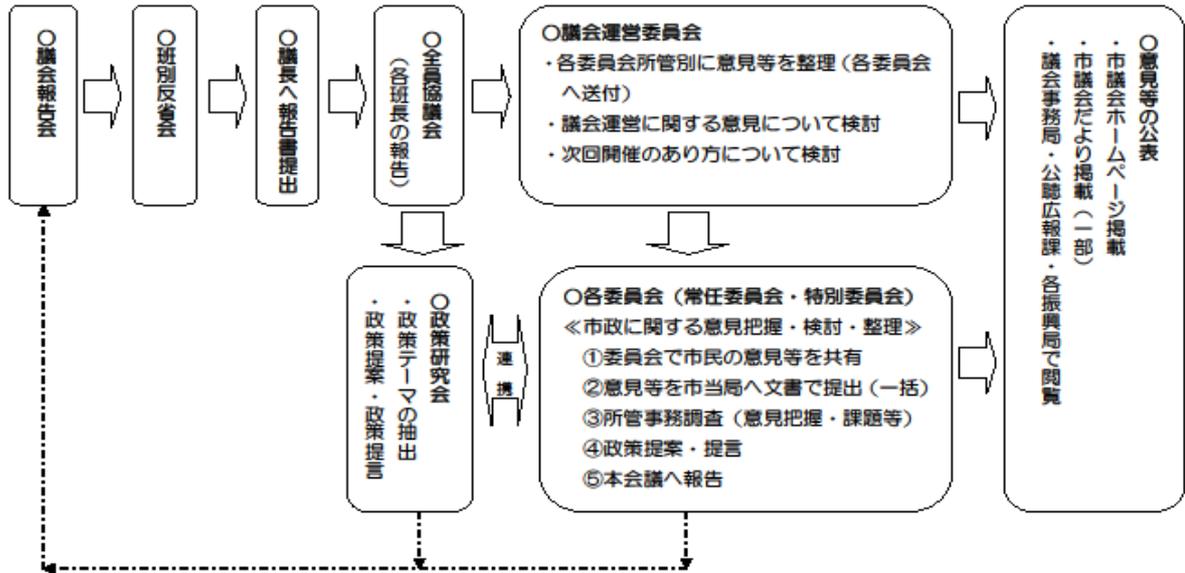
・各派代表者会議

各党派間の意見調整が必要な場合に開催します。

報告事項等：(1) 委員会等の活動報告

1 議会運営委員会

【佐伯市議会における議会報告会での意見等の取扱い】 平成23年6月1日(水) 議会運営委員会決定



去る5月17・18・19日の3日間にわたり14会場で開催した第1回議会報告会におきまして、市民の皆様から、市政及び議会運営に関する436件の御意見をいただきました。

この貴重な意見については、本委員会において常任委員会や特別委員会の所管別に仕分けを行い、それぞれの委員会の所管事務として把握し、調査・検討を重ねております。

議会運営委員会では、議会運営に関する266件の意見をもとに、全体の傾向をつかむため、議会報告会に関すること、民意の把握に関すること、執行部と議会の関係に関すること、議会改革事項に関すること、議員の資質に関すること、その他の事項、これら六つの項目に再分類をした上で、7月1日、19日、29日の3日間委員会を開催し、検討しました。

ここでは、議会報告会を1年間に2回開催することとなった経緯について報告します。

(1) 班別反省会における議員の意見

「報告事項が1年分なのでどうしても長くなる。」「回数を増やせば1回での報告時間も短くなるので2回行いたい。」「本当に住民の意見を聴いてほしいという市民の思いを感じた。」「市民が望んでいるのは議員との意見交換会の場だ。」「懇談会や意見交換会にシフトしていかなければ広がりがない。」

(2) 議会報告会に関する市民の意見

「年2回以上開催してほしい。」「1年間に4回以上報告会を開いてほしい。」「1年に一度ではなく何度も島へ来て意見・要望を聴取する努力が必要と思う。」「議会報告会は1年に数回開催してほしい。」

(3) 民意の把握の仕方に関する市民の意見

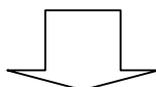
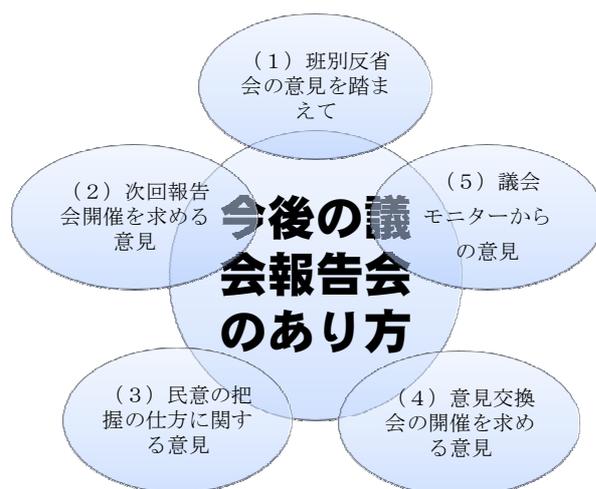
「大きな課題が発生したときは、随時に議会がそれぞれの地域に向向いて意見交換会等を開催し、市民の意見を聴きながら最終的に本会議に臨んでほしい。」

(4) 意見交換会等の開催を求める市民の意見

「住民の意見を聴こうとする姿勢があるのであれば、やはり提案型の報告会にしてほしい。そうでなければ全く発展はないと思う。」

(5) 議会モニターから提出された民意の把握に関する意見等の検討結果

「諸問題について、市長から議会に説明等がなされた場合は、各議員は議員定数 30 を生かし、まず市民に周知を図り、その上で市民から意見を吸い上げる努力をしなければなりません。市民が諸問題について情報を得ていないのは議会の責任でもありますので、今後、様々な検討を加え、市民との対話により議会機能の強化を図ってまいります。」



【検討結果】

これら 5 項目の意見等を踏まえ、総合的かつ慎重に検討した結果、議会報告会は年 2 回行う必要があるとの判断に至り、原則として 12 月・3 月議会分を 5 月に、6 月・9 月議会分を 11 月に開催することとした。

この議会報告に引き続いて行う意見交換会の手法については、パターン A として委員会等の申し出により市民との意見交換会を随時に行う方法、パターン B として市政や議会運営についての意見交換会を定期的に行う方法、パターン C として開催地域に関連するテーマを設定し意見交換会を定期的に行う方法、この 3 パターンが市民の意見等から導かれた。

今後は、これらのパターンを基本に置く中で、開催時期における状況の変化等を勘案し、臨機応変に対応することとした。

2 総務常任委員会

【第1回議会報告会における意見等に対する取組について】

総務常任委員会では、市職員の勤務態度に関すること、市の組織機構体制に関すること、3月11日に発生した東日本大震災を受けて本市での津波の発生時等の防災対策に関すること、現在建設を進めている市役所新庁舎に関すること、大手前開発事業や新庁舎の建設など大型事業を推進していることによる市の財政状況に関すること、また、振興局管内における地域振興に関することなどの多種多様な御意見をいただきました。

これらの御意見について、「議会として検討するもの」、また「市の執行部とともに検討するもの」その内容により選別し調査検討を行いました。その内容は、佐伯市公式ホームページにも掲載いたしますので、詳細な報告は、この場では差し控えさせていただきます、そのうちの一部を御報告いたします。

まず、防災対策につきましては、本市でも近い将来に発生が懸念される東南海・南海地震に備え、早急に避難施設整備をを求める御意見が多数寄せられました。市では、津波からの避難地、避難路の見直しに各地区や自主防災組織などの御協力をいただくなか取り組んでおり、総務常任委員会としても、去る8月18日に蒲江、米水津、鶴見及び上浦の沿岸部振興局管内において数箇所の避難路整備候補地の現状を現地にて確認してまいりました。現地では、地元区長さんにも立ち会っていただき、要望箇所の状況説明を受け、議会としても執行部に対し、できる限りの整備を要請したところです。

市では、その後検討を加え、今年度中に避難路141箇所の整備を行う予定です。議会としても市の防災対策に積極的に関与し、また支援していきたいと考えております。



▲ 総務常任委員会による津波避難施設整備候補地の現地調査

次に、中心市街地活性化事業や市庁舎建て替えなどの大型事業を控えており市の財政状態を心配される声を多数いただきました。本市は、平成22年3月に策定した「第2期行財政改革推進プラン」に定めた基本方針に従い財政運営をしております。この計画では、平成22年度から26年度の5年間の投資的経費を400億円以内に抑制し、市債の発行額を抑え、26年度末には借入金残高を21年度末と比べて100億円削減することとしています。財政運営については、本市をはじめ全国の自治体で厳しい状況にあります。交付税制度のあり方については、国と地方で議論がされており、その動向には注意が必要な状況です。市は、この第2期行革プランに基づき財政運営を進めており、毎年度、中期的な財政推計を行っています。議会としても現下の厳しい経済情勢を踏まえ、執行部には慎重な財政運営を行うよう強く要請いたしました。今後も市の財政状況には、注視し監視してまいります。

【行政視察について】

10月17日から19日まで管外行政視察を行いました。概要は次のとおりです。

10月17日（月）

○埼玉県八潮市 「事務事業評価について」

八潮市では、市が定めた総合計画に従い市の取り組んでいる各種事業を整理・分類化し、各年度・各事業ごとに、その内容の精査を行っています。この事務事業評価を実施することにより、当該事業の進捗状況を的確に把握し、事業の必要性・内容・達成度を分析し、今後の当該事業の継続又は見直しの必要性を判断しています。また、これにより、次年度の市全体での業務量を把握することができ、予算要求の可否や必要とする職員数の把握を行い、当初予算作成、職員配置に連動させ、市全体の事務事業の適正な運営に努めていました。

10月18日（火）

○宮城県名取市 「東日本大震災による被災状況及びその後の対応について」

今年3月11日に発生した東日本大震災により名取市では911人の方が亡くなり、10月17日現在行方不明者は67人を数えています。これらの被害の状況は、テレビ・新聞等により報道されておりますが、実際に被災された名取市での被災直後の住民への広報等の初期対応の状況、その後の取組、復興への課題等を現地視察も交えて調査いたしました。



名取市役所にて



石巻市内の様子

○山田水産株式会社石巻事業所 「東日本大震災による被災状況及びその後の対応について」

本市に本社を置く山田水産（株）は、平成21年度から宮城県石巻市に事業所を設置しています。今回の大震災では同事業所でも建物・機械設備等に甚大な被害を被りましたが、幸いにも人的な被害は避けることができました。同社では、被災後直ちに事業の復興に取り組み、去る9月1日から事業の再開にこぎつけております。総務常任委員会では、同事業所を訪問し、被災時の地震・津波の状況、その時の職員の避難対応等について話を伺いました。同事業所では、所長が車のラジオからの的確に情報を収集し、即座に職員に対し各自の判断により避難場所へ避難することを指示し、これにより人的な被害は避けることができたということです。地震発生時の初期対応の重要性をあらためて認識させられました。

3 建設常任委員会

【第1回議会報告会における意見等に対する取組について】

建設常任委員会では、第1回議会報告会において市民の皆さんからいただいた20件の意見について検討してきました。主な内容として、市営住宅の維持管理委託に関する事、公園の管理主体に関する事、番匠川河口橋に関する事について報告いたします。

市営住宅の管理委託を大分県住宅供給公社にしたメリットがあるのかとの意見について執行部から住宅管理に係る専門職の配置や市職員の削減、徴収率のアップが期待されるなどの説明があり、委員会としては、委託後の運営状況を注視していきます。

公園の管理主体については、執行部から市営住宅内の公園の管理は大分県住宅供給公社、その他の公園については、地元自治会、市の担当課などが行っているとの説明があり、委員会としては管理内容も様々であることから、一元的な対応ができないか検討するよう要望いたしました。

番匠川河口橋については、早期実現に向けて取り組んでほしいとの意見をいただきました。委員会としても重要な事業として位置づけており、早期事業化にむけ要望してまいります。

【国・県事業に係る行政懇談会について】

平成23年度における国・県土木事業に係る進ちょく状況等について把握するとともに佐伯市におかれた課題等について意見交換を行い、今後の事業の推進を図ることを目的に8月22日（月曜日）に「国・県事業に係る行政懇談会」を開催いたしました。

国土交通省佐伯河川国道事務所、大分県佐伯土木事務所より東九州自動車道建設や番匠川の堤防整備など道路、河川、港湾関連の事業の状況説明を受け、県道三重弥生線、古江丸市尾線の改良工事や番匠川河口橋の事業化を要望いたしました。



【行政視察について】

10月5日（水曜日）から10月7日（金曜日）までの間、管外行政視察を行いました。視察場所と視察項目は次のとおりです。

- 10月5日（水） ○神奈川県秦野市「公園の利用、管理等について」
「下水道全体計画の見直し・下水道中期ビジョンについて」
- 10月6日（木） ○国への要望、総務省「合併支援について」
公益財団法人 東京都公園協会
「公園の管理内容・都市公園としての役割について」
- 10月7日（金） ○東京都町田市「市営住宅の管理代行制度について」

今回の視察においては、先ほど報告しました議会報告会でいただいた御意見をもとに視察を行ったものです。

秦野市では、公園里親制度（小さな公園から大規模な公園の一部まで、市民の自主性により公園管理をする制度）や公園愛護会（公園の清掃や除草等の日常的な管理を自治会等の地域の方々を中心に活動する団体）といった美化活動に市民が意欲的に取り組んでいます。

国への要望については、東九州自動車道の早期整備（平成 26 年度供用）及び佐伯南インターチェンジ（仮称）の設置、佐伯港女島地区国際物流ターミナル整備事業の推進に伴う水深 14m 岸壁の早期供用開始、また番匠川河口橋について調査費の計上など早期実現に向けての取組を強く要望いたしました。

町田市では、平成 20 年 4 月より、東京都住宅供給公社による管理代行開始。緊急修繕等に対する専門職員の 24 時間体制での対応など公社の組織力、ノウハウを活用した管理により居住者へのサービス向上が図られています。



4 教育民生常任委員会

【第1回議会報告会における意見等に対する取組について】

教育民生常任委員会では、第1回議会報告会にて11の御意見・御要望をいただきました。検討の結果等は佐伯市公式ホームページにも掲載いたしますので、詳細な報告は、この場では差し控えさせていただきます、そのうち所管事務調査を行った、離島における医療体制・緊急搬送に関する事、保健師の配置状況に関する事の2点について、報告させていただきます。

離島の救急搬送システムについては、消防本部を訪れ執行部に説明を求めました。現状のシステムでは、現場到着時間・病院収容時間の短縮、荒天時の対応、自力搬送時に患者を動かしてよいかの判断等が課題であるとのことでした。

委員会としては、島民の方の急患時等の不安を少しでも解消できるよう、離島における医療体制等について調査研究していきます。

また、保健師の配置状況については、現在の配置状況や保健師の業務内容について執行部に説明を求めました。

委員会としては、市民の健康増進を図り、医療費削減のためにも保健師の充実は必要だと認識しており、今後も保健師の配置体制等を検討してまいります。



【佐伯文化会館について】

9月定例会の委員会審査における執行部の答弁では、佐伯文化会館については、新築も含め今後どうしていくのかという計画は今のところはないとのことでした。

本委員会では、重要な議案等の報告でもあるように、9月定例会において、佐伯文化会館敷地賃借料の債務負担行為補正を削除する修正議決を行いました。この賃貸借契約も含め、今後佐伯文化会館をどうしていくべきか市民の皆さんの御意見をいただきながら検討していきたいと考えています。

【行政視察について】

10月17日（月曜日）から10月19日（水曜日）までの間、管外行政視察を行いました。
視察場所と視察項目は次のとおりです。

- 10月17日（月） 岐阜県郡上市 「郡上市地域医療センターの取組について」
- 10月18日（火） 群馬県高崎市 高崎健康福祉大学 「遠隔医療について」
- 10月19日（水） 東京都千代田区 「千代田Web図書館の取組について」

17日と18日の視察については、先程報告しましたように、第1回議会報告会でいただいた御意見を元に、継続して調査研究している項目について視察を行ったものです。

郡上市は、本市と同様に市域が約1,000平方キロメートルと広く、国民健康保険診療所が多い自治体であります。保健医療福祉の一体化を目指し、4つの国保診療所と1つの介護老人保健施設を統括する、地域医療センターが設立されており、その取組について視察を行いました。

この地域医療センターでは、特定健診や介護保健事業といった保健福祉事業に積極的に取り組んでいました。また、医師確保のため、研修医の積極的な受入れや、医学部志望の高校生に医療現場を体験させるなど地域医療の現場を理解してもらう取組を行っており、医師確保につなげていました。

18日は、高崎健康福祉大学内にあります日本遠隔医療学会において遠隔医療について視察を行いました。遠隔医療とは、通信技術を活用した健康増進、医療、介護に資する行為をいうものです。医師が離島にいなくても遠隔医療のシステムを構築すれば島民の方の不安が解消できるのではないか、救急医療に貢献できるのではないかといった観点で視察を行いました。

病院間での連携や、在宅診療支援の実例、また、遠隔医療に関する政策動向や課題等説明を受けました。



19日は、千代田区立千代田図書館でWeb図書館について視察を行いました。Web図書館は、インターネット上で365日、24時間、図書館を訪れることなく本を借りることができるシステムです。現状ではコンテンツ数が少ないなどの課題はあるものの、人件費や収蔵スペースが縮減できるとのことでした。

5 経済産業常任委員会

【第1回議会報告会における意見等に対する取組について】

経済産業常任委員会では、第1回議会報告会にて「企業誘致」に関する御意見を多くいただきましたので、この件について御報告いたします。

その御意見の中では「大きな工業団地の開発が始まったと聞いた。どういう狙いがあるのか。一度に広い土地が必要なのか理解に苦しむ」との意見がありました。

執行部から、企業誘致をするためにはまとまった用地がなければ誘致することができないとの見解が示されました。

委員会としては、本市には水口、^{みなくち} 門前、^{もんぜん} 三股^{みまた}の工場用地があり、それぞれの立地を生かした企業誘致を目指しているとのことだが、いずれも小規模用地であることは把握しています。これから、整備しようとする工場用地については、木立の永野地区に約10ヘクタールの規模を造成し、機械加工業をメインの誘致を考えているとの見解が執行部から示されたことを受け、本委員会としては、企業誘致は、他市との競争が激化している中で、優遇制度の拡充も必要ではあるが、既存の三工場用地への更なる取組が必要であることを議会として確認し、今後実情を把握していきます。

【葛港市場建て替えについて】

市議会は、平成22年6月定例会において「佐伯市公設水産地方卸売市場葛港市場施設棟の建て替えを求める請願」を採択しており、市議会としてはこの具現化に向けて努力する責務があります。このような中、先の9月定例会において、葛港市場整備計画策定業務に係る予算が提出され、審査を行いましたので、請願に関し、明らかになった点について報告いたします。

（スケジュール）

港湾計画の改定を現在、県が行っており、その計画において葛港市場の建て替えが計画されているものの具体的にいつから建設を開始するかなどの計画は白紙の状態である。今後、同整備計画を策定する中で理念、目標、基本的な考え方及び場所などある程度想定しつつ、それに伴う周辺部へのアクセスや実現化の方策等を検討していく。

（建替え場所）

中心市街地活性化事業の観点から、現位置での建て替えについて考慮しているのかについては、賑わいを創出するためには、現位置に市場を建て替えることが、中活の観点からみてもベストと考えられている。しかし、検討を行う中で、第一に、市場営業を中止することはできないため、移転となると、その分の費用が増えること。第二に、隣接する県営上屋の建て替えを検討したが、現在、二、三社が入居し、営業を行っていることなどから、営業に支障を来すこと。第三に、葛港市場と大入島フェリー間の埋立てについて検討を行ったが、地盤をならず関係上、かなりの日数を要すること。第四



に、大分県漁協の隣接地には市有地があり、当該市有地を活用することにより、使用料も安価になること、などの理由から、現時点では大分県漁協地先を候補地として考えている。

(中心市街地活性化基本計画による賑わいの創出等)

唐戸市場のような観光面にシフトしたものと受けとめて、本年3月に関係者を交え協議したところ、漁業関係者から、水質の問題や、観光面の機能については一過性で終わる可能性があるなどの理由から、その機能を取り入れることは現時点では考えていない。葛港市場の機能を十分生かすためにも、同施設において朝市などを開催する中で、集客も図っていききたい。

(県の港湾整備計画改定との関連)

港湾整備計画においては、大入島、女埠頭マイナス14メートルバース、そして葛港整備と順次着手する中で、葛港に不法係留される遊漁船等の対策とあわせ、中川に漁船等の避難港、係留設備等を整備することについては、現在漁協等関係者との間で擦り合わせ協議を行っているところであり、平成23年度には、これら整備計画をまとめ、平成24年度から次期長期計画をスタートしたい。

【行政視察について】

10月11日から13日までの間、管外行政視察を行いました。

視察場所と視察項目は次のとおりです。

- 10月11日(火) ○奈良県橿原市 「観光の取組について」
橿原市観光交流センター(かしはらナビプラザ)について
- 10月12日(水) ○奈良県吉野町 「森林・林業・木材産業における取組について」
○和歌山県橋本市 「企業誘致の取組について」
- 10月13日(木) ○大阪府門真市 「地域通貨による地域振興の取組について」

11日の橿原市への行政視察については、まちづくり交付金を活用し、駅前に観光交流館を建設しています。本年4月から、指定管理者制度を取り入れ運営しており、観光で訪れた来外者の方に対する情報提供や特産品の販売コーナー、一時預かりの保育所を設置、イベント会場や各種NPOの活動の拠点として市民の幅広いニーズを得ています。なお、現時点では当初目標を上回る利用があるとのことでした。

12日の吉野町への行政視察については、林業施策の取組として、吉野杉の利用を図るために空き家になっているものを所有者の了解を得て町が地元の杉を使用し、リフォームを行うなどの取組を行っています。

12日の橋本市への行政視察については、先般議会報告会でいただいた御意見をもとに、継続して調査研究している項目について視察を行ったものです。

13日の門真市への行政視察については、市民協働の観点から、地域通貨を導入し、お年寄りの買物の頼まれや草切りなどの作業時の対価として、「蓮」という地域通貨を導入し、コミュニティーの促進を図っていました。最近、参加する事業所をふやす努力と、イベント等にキャラクターである「蓮ちゃん」を連れていき、地元の子どもたちなどにもその知名度が徐々に上がってきているそうです。地場の地域での活性化を図る観点からもこの活動は一つの方向性を示していると考えられます。

6 議会改革等調査特別委員会

【議員定数の見直しについて】

議会改革等調査特別委員会では、次期市議会議員改選時に向けて議員定数の見直しに取り組んでいます。

（現状把握・分析）

委員会では、まず、大分県内の他市、九州管内や全国レベルでの類似団体と人口、面積、財政規模、議員定数、その他の状況を比較し、現状の共通認識の醸成を行いました。その後、各委員から意見を出し合い、出された課題ごとに議論を深めています。このうちの一部を申し上げます。

（議員定数を削減することにより生じるメリット・デメリット）

定数を削減することにより経費の縮減が図れるということがメリットとしてよく言われますが、一方で定数を削減することにより市の行政運営に対する監視機能は低下します。また、何よりも市民の意見を聴取し市政に反映させる能力が低下し、さらには新人議員の立候補がしにくくなるなど議会活性化に対するデメリットの要因も多く存在していると言えます。

（議会の役割、機能の維持・向上の観点）

市民の皆さんには、定例会以外のときに議員が何をしているのか、それが見えない、各地域でも議員個人としての役割は広範囲にあり、議員それぞれの取組が十分に行われているのか、などの意見が出される中、議員として求められる活動・役割の再確認をし、現在、市民が抱いている議会・議員に対する認識を改めてもらうためには、それぞれの活動を理解してもらえよう行動していかなければならないことを確認いたしました。

（議会の生命線である議員間討議の観点）

また、佐伯市議会は、執行部から提出される議案等を担当する委員会において審査・調査する「委員会中心主義」で議会を運営しています。この委員会中心主義では、専門的な知識を有する議員で構成する委員会に議案等の審査を委ねるため、詳細な審議がされると期待されるからです。常任委員会の数とその委員会ごとの定数は、議員定数を検討する上で非常に密接な関係があることから、「常任委員会の数と、委員会構成人数」について議論を深めました。本市議会では、現行7人と8人を委員会の構成人数としていますが、識者の見解としては、委員会の定数は6人から10人が適当とされています。議会の生命線は、議員間で討議ができることであり、その機能を適切に発揮させるため議員間で討議できる議員数が重要な基準となります。この常任委員会で討議できる最低人数として6人は必要、7人から8人が妥当であるとも述べられています。そこで、本市の常任委員会を現行の4から3に減らすことができるのか、否か。委員会の定数は、何人必要かということを中心に議論しました。議論の結果、本特別委員会としては、委員会において討議を行うことのできる最小人数として1委員会当たり6人の委員は必要である。また、各分野ごとに専門的な審査をするためには、現行の4常任委員会の設置が必要であると判断いたしました。

また、これまでの検討の中で、次の意見が出されています。

○平成23年9月定例会において議長が常任委員を辞退することが承認された。次期改選時でも今回同様に議長が常任委員を辞退することを想定し、1委員会にプラス1人し、全ての委員会で討議できる最小人数6人を確保すべきである。

○これまでの常任委員会での議案審査件数その他の委員会運営状況を考慮し、総務常任委員会及び教育民生常任委員会に、現行と同様にそれぞれプラス1人すべきである。

これらの意見も勘案し、本特別委員会としては、次の3案を見直し素案として提案いたしました。

素案	内容及び説明
<p>1案</p>	<p>議員定数25 4 常任委員会×6人+1=25人 (総務7、建設6、教民6、経産6など) 委員会で討議できる最少人数6人で構成することを基本とし、議長が委員会委員就任後に委員を辞退した場合に、当該委員会に欠員1が生じるため、4委員会で実質的に定数6を確保する。</p> <p>《全般的な考え方》 ①行財政改革を行う中で職員も減らされており、議会も先頭に立って議員定数を削減すべきで、可能な限り少数精鋭で行うべきである。 ②九州一広大な面積要件等を加味してもなお25人が適当である。 ③住民意思を反映させるためには議員定数を減らすべきではないが、市民の意見や県下の状況から判断すれば25人が適当である。</p>
<p>2案</p>	<p>議員定数26 4 常任委員会×6人+2=26人 (総務7、建設6、教民7、経産6) 委員会で討議できる最少人数6人で構成することを基本とし、これまでの委員会審査の状況を鑑み、総務常任委員会と教育民生常任委員会を各1増員する。</p> <p>《全般的な考え方》 ①委員会で討議できる最少人数を確保した上で、九州一広大な面積要件等を加味した26人が適当である。 ②旧市町村単位に地域審議会がある中で、既に議員が出ていない地域があり、合併以来、急激すぎる議員定数の削減は、市民に最も身近な議員としての役割が果たせず、住民意思の反映に支障を来すとともに、監視機能の低下を招くことは必至である。 ③議会の使命の重要性に鑑みれば、議員定数は削減すべきではない。しかし、市民の意見や県下の状況を見れば、減らさざるを得ないのが実情である。</p>
<p>3案</p>	<p>議員定数30 4 常任委員会×7人+2=30人 (総務8、建設7、教民8、経産7) 委員会をより討議が可能な7人で構成することを基本とし、これまでの委員会審査の状況を鑑み、総務常任委員会と教育民生常任委員会を各1増員する。</p> <p>《全般的な考え方》 ①単純に財政面の観点から定数を減らせば、監視機能の低下はもとより、議会の使命である住民意思の反映が自ずと厳しくなり、もって市民の不利益につながる。 ②議会を活性化するには、多種多様な人材が議会に上がってくる必要があり、将来を担う若い人材が、次期改選時に立候補しやすい環境をつくるべきである。 ③より充実した委員会活動のためには、各委員会7人必要であり、これに九州一広い面性を持つ本市の特性を加味し、30人とすべきである。 ④議会、議員の活動が市民に見えないという中で、議員定数を論じるべきでない。今後、市民により開かれた対応をし、議会の活動を理解してもらうべきである。</p>

この議員定数見直し素案は、議会モニター意見聴取会を開催した上で、10月3日から11月2日までの間、パブリックコメントとして市民の皆様からの御意見を募集いたしました。

今後は、いただいた御意見を参考にし、特別委員会としての最終案を決定し、12月議会において議員定数見直し議案を提案する予定です。



議会モニター意見聴取会

7 地域開発調査特別委員会

【第1回議会報告会における意見等に対する取組について】

地域開発調査特別委員会では、第1回議会報告会において、市民の皆様より24件の御意見をいただきました。その大半が、中心市街地活性化事業に関するもので、中でも大手前開発事業に関する御意見が多くありました。今回は、調査・検討した結果、今後も委員会として取り組んでいくこととなったものについて報告します。

中心市街地活性化事業、特に大手前開発事業についての費用対効果や、採算ベースにのるのかといったことを懸念する意見がありました。これに対し、執行部へ、事業が完成したときの市のメリットについて説明を求めました。

市の見解としては、メリットについては、大手前開発事業では区画整理事業、再開発事業を行うことにより居住環境が良くなる。またバスターミナルを新設することにより交通の利便性が向上する。この地域が活性化すれば商業施設等からの所得も生まれ市民税の、また周辺地域に民間活力による開発が行われれば固定資産税等の税収増となる。中心市街地活性化の効果は、市全域に波及するものと考えている。

また費用対効果については、事業採択時の条件でなかったため現状では数値を把握していないとのことでした。

委員会としては、費用対効果は、活性化できるかの目安となるものであり、これから事業を進めていく中で是非算出すべきものだと考えています。

また、大手前地区に、にぎわいを創出するために、商業棟への入居店舗及び公共公益棟への入居団体の選定や、ソフト事業等施設の活用方法を検討し、少しでも集客力が向上するよう、執行部、大手前地区市街地再開発準備組合との意見交換を実施することにいたしました。

第1回の議会報告会では、多くの会場にて本委員会の調査事項であります、中心市街地活性化事業に関するたくさんの御意見をいただきました。今後の委員会活動に十分生かしていきたいと考えております。

【大手前地区市街地再開発準備組合との意見交換会について】

10月21日（金曜日）、大手前地区市街地再開発準備組合事務所にて、大手前開発事業について、意見交換を行いました。

初めに準備組合より事業の進捗状況等の説明があり、その後意見交換が行われました。

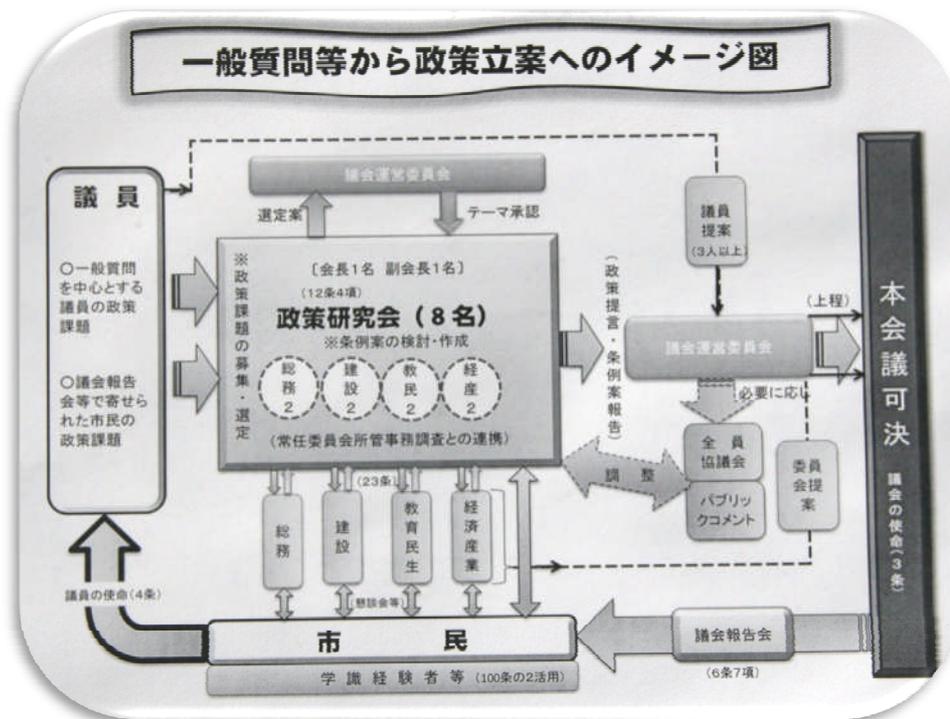


【大型船修理ドックについて】

9月22日（木曜日）の委員会では、佐伯市大型船修理ドック建設促進協議会の取組について執行部より報告を受けました。

同協議会は、平成22年2月25日に設立され、これまで研修会、講演会等を行い、大型船修理ドック、シップリサイクルについて研修するとともに、佐伯市への誘致の可能性を探ってきたとのことでした。現状では、新たに大型船の修理ドックを建設することは、多額の費用を要するため難しく、またシップリサイクルについても採算ベースに乗せるのが難しいとのことでした。

8 政策研究会



※ 政策研究会では、以下の2点のテーマを選定し、議運の承認を得て、政策立案に向けた調査・研究をしております。

①廃屋対策について

本市においては、建物や樹木の管理が不十分で、近隣や通行人に危険な状況が見受けられることなど、どの地域でも同様の事例があり、地域だけでは解決できない問題が山積している。

このため、政策研究会では、各区長さんにアンケート調査の協力を得て、現状の把握・分析を行っております。



▲ 課題分析等の協議

②自然エネルギーについて

地球温暖化等の自然環境、また東日本大震災による原発事故の影響の重要性に鑑み、本市に適した自然エネルギーへの取組が提言できるよう、研究を重ねております。



▲ 大分県庁での学習会

報告事項等：(2) 重要な議案等の審議状況

《議員の表決態度の見方について》

- ・賛成は○ 反対は● 欠は欠席 議は議長
- ・議長は、通常の過半数議決には表決権がありません。

平成23年6月定例会

議案第102号 請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解について

〜〜〜《和解案に至るこれまでの主な経緯》〜〜〜

平成21年

11月11日～13日 決算特別委員会

→ 委員から、ケーブルテレビ事業の検査体制の指摘とともに、大分国体用のトランシーバー購入を示唆する発言があったが、執行部は購入していないと答弁。

*平成20年度佐伯市各会計決算を認定する。

12月3日 12月議会初日の冒頭

⇒ 市長から、ケーブルテレビ事業の不正経理が発覚したとの報告

平成19年度にトランシーバーやプリンター等の備品を購入する際、ケーブルテレビ事業委託料のアンプ交換名目で差替えにより購入。

12月3日 決算特別委員会（事情変更により、本会議終了後に再審査）

使途不明金（建築確認手数料の架空請求等）及び不正経理（ケーブルテレビ事業）について審査

⇒ 平成20年度佐伯市各会計決算を不認定とする。

12月28日 市長が監査委員に監査を要求

【原因】平成20年2月のリハーサル国体（レスリング）の会場において、職員の連絡用トランシーバーの台数が不足していることから、当該業務委託の平成20年2月分においてNODEアンプ交換の名目で、トランシーバー20台を差し替えにより購入するとともに、同年3月分においても情報推進課の複合機が故障したため同じ名目で差し替えにより購入。

【監査要求の主旨】平成19年度の佐伯市CATV施設の保守・点検及び新規引込等業務において、不正経理（差し替え）の事実が明らかとなるなか、平成17年度以降のすべての当該事務において、同様の差し替え、架空請求等の不正経理がなかったか。また、当該事務が、契約書に基づき適切に処理され、及び確実に履行されているかを検証する必要がある

平成 22 年

3月12日 監査委員が市長要求監査について報告

【結果】その他の差し替え、架空請求等の不正経理は確認されなかった。しかし、不適切な事務処理が多数見受けられた。

6月9日 総務常任委員会（一委員の指摘により、直川大石へ委員を派遣）

直川水道事業工事委託料：大石配水池工事委託料（ケーブルテレビ埋設）の現地へ委員を派遣する。明細は900mとなっているが、現地では舗装下の埋設640m、その他コンクリート脇に布設が約25m（起点付近）プラス約70m（終点）。

⇒ 執行部は、明らかに数値が足りないと認める。

6月22日 総務常任委員会

今後、執行部は、ほかにも過誤があるかどうかの調査は、現在の人員では不可能であるため、技術的な業務援助など係の体制を見直し、8月末までの短期間で調査を行う。

9月2日 全員協議会

- ・3月11日市長監査要求による監査指摘事項の調査報告等

11月22日 総務常任委員会

（CTS分）

- ・引込撤去・支障移転分 ⇒ 過大請求分 262万6,278円（234件）未調査件数（4,828件）
 - ・水道事業分 ⇒ 過大請求分 277万4,855円（55件）
- 合計 540万1,133円

（ミール分）

- ・水道事業分 ⇒ 過大請求分 45万4,423円（54件）

（合計） 585万5,556円（343件）

※ この請求と同時に関係業者の処分を行う。

○平成22年11月24日～平成23年3月23日まで（4か月間）指名停止

○平成22年11月29日～平成23年2月28日まで（3か月間）入札執行等について業者選定の対象としない。

平成 23 年

1月24日 職員の処分⇒ 平成17年度から平成21年度までの間、ケーブルテレビ事業にたずさわった、在職する職員57人に対して、常に自覚を持って適正な業務遂行に心がけるよう、「厳重注意」を行った。

市長の道義的責任に対しては、報酬月額10分の1を1か月間減額する条例案を3月議会に提出する意向。（3月議会で可決）

3月2日 総務常任委員会

12月16日、株式会社ケーブルテレビ佐伯に対し、548万2,193円（監査指摘分8万1,060円含む）の過払金返還請求を行い、1月14日、全額入金された。株式会社ミールにも、11月16日、45万4,423円の請求を行い、12月20日に全額入金された。

※未調査分は、按分の方法により259万7,261円を2月3日付けで株式会社ケーブルテレビ佐伯に請求したが、根拠がないので応じられないとの返答を受けている。

3月24日 総務常任委員会

市の方針は、今後弁護士と相談し、和解に向け協議を行い、和解案が整えば議会へ上程する。

6月8日 総務常任委員会

執行部は、4月16日と12日に未調査分の請求に関する今後の対応等について、顧問弁護士と調整し、双方が納得できる形で、5月16日から現地調査を実施。

未調査分の当該件数4,828件の内容を精査・確認した結果、約90%が10万円未満であり、現地で確認できる件数は805件であった。残りの4,023件については、現地確認が困難なものや価格的に標準とみなされるものであるとの理由により、現地調査対象外とした。

現地調査対象件数805件については、これをすべて調査するのではなく、このうち99件(12%)を抽出して現地調査を行った。また、「覚書」により2月3日付けで請求した259万7,261円は撤回し、この「覚書」による清算額算定方法により算出した過大請求額123万5,110円を算出し、両者で確認した。

現在、両弁護士に和解案を依頼し、「仮和解契約書」(案)を作成中である。

6月13日 和解案を上程

6月17日 総務常任委員会で審査

~~~~《議案の内容》~~~~

平成17年度から平成21年度の間、佐伯市ケーブルテレビ施設保守点検業務及び新規引込・引込線移設、引込線撤去・支障移転等工事業務の請負契約に係る請負代金の過大過小請求事件に関し、株式会社ケーブルテレビ佐伯と和解しようとするもの。

~~~~《和解案》~~~~

- ① 過大請求額は合計3,861,388円、過小請求額は合計554万2,836円であることを相互に確認する。
- ② 過大請求額のうち262万6,278円は、株式会社ケーブルテレビ佐伯が平成23年1月14日に支払い、佐伯市が受領したことを相互に確認する。
- ③ 株式会社ケーブルテレビ佐伯は、佐伯市に対し123万5,110円を支払う義務があることを認める。
- ④ 株式会社ケーブルテレビ佐伯は、佐伯市に対し和解の成立後、30日以内に123万5,110円を支払う。
- ⑤ 株式会社ケーブルテレビ佐伯は、過小請求額554万2,838円については、その請求権を放棄する。
- ⑥ 佐伯市と株式会社ケーブルテレビ佐伯は、この件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

【審議結果】賛成15、反対12で可決（採決の方法：記名投票）

平成会								開政会						新風会			市民の会		公明党		民主党		自民党		無党派				
清田哲也	河原修仁	江藤茂	矢野哲丸	日高嘉己	矢野精幸	玉田茂	榊田穂積	小野宗司	井野上準	兒玉輝彦	宮脇保芳	芦刈紀生	下川芳夫	高橋香一郎	渡邊一晴	上田徹	御手洗秀光	清家儀太郎	清家好文	吉良栄三	後藤勇人	浅利美知子	三浦渉	井上清三	河野豊	佐藤元	後藤幸吉	和久博至	高司政文
○	○	○	○	○	○	○	○	議	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	●	●	○	○	欠	○	●	●	●	欠	●

【賛成・反対の主な理由】

賛成

- 過大過小請求額の算出方法も合理的なものであり、また株式会社ケーブルテレビ佐伯は、過少請求額 554 万 2,838 円の請求権を放棄するとしており納得できるものである。
- 仮に和解案を否決すれば過少請求額を市に請求してくることになりかねない。双方が、各弁護士 の指導のもとに作成した和解案を受入れて信頼関係を構築することが今後の佐伯市のためになる。
- 総務常任委員会での度重なる所管事務調査、監査委員による調査、さらに執行部の独自調査など、長い時間を掛けて取り組んできた経過があり、職員の意識改革も醸成されている。ここで一定の整理を図り、一日も早い和解の成立を期待する。

反対

- 調査可能な 805 件のうちの 12%、99 件の調査による案分では十分でない。805 件をきっちり調査し、正確な数値を示すべきである。
- 我々はチェック機関として徹底的に追及し、具体的に立証するのが筋ではないか。和解は時期尚早である。
- 和解案には道義的な総括がなされていない。株式会社ケーブルテレビの「組織的な問題」であったのか、「単なる過誤」であったのかが問われていたが、「過大請求」という「実質損害」の問題だけになっている。
- 過小請求について明確な調査の公表がない。当事者間で調査し報告を受けてもどのように理解すればいいのか。あいまいな調査のままで和解するのではなく、徹底的に調査を行い、二度とこのような事件が起きないようにすべきである。

議案第103号 平成23年度佐伯市一般会計補正予算(第1号)

～～～《補正予算のうち、焦点となった案件と内容》～～～

本議案には、佐伯文化会館敷地賃借料に係る債務負担行為の予算(平成24年4月1日から10年間で支出予定の限度額1億1,000万円)が含まれており、この予算を認めれば、1億1,000万円の範囲内で市と相手方との契約が可能になるものである。

*債務負担行為とは、将来にわたって債務を負担する行為であり、この予算を上限に次年度以降の支払いを含めて契約締結が可能になるものです。

～～～《文化会館用地等の賃貸借契約の主な経過》～～～

昭和45年2月16日 財産有償貸付契約を締結

～(中略)～

昭和57年5月8日 城山寄贈の申入れがあり、「負担附寄附の受入れについて」市議会が可決

----- (記述は議案書の一部抜粋です) -----

【寄附の物件】

土地(山林) 42万3,528.88平方メートル
立木(杉・檜・雑木) 約9,032立方メートル
(竹) 約768束

【寄附の条件】

- (1) 文化会館用地三の丸及び翠明台の賃貸料として、現在の文化会館用地の賃貸料のほかに昭和57年4月1日から昭和87年3月31日までの30年間、年額600万円(定額)の見直し賃貸料を支払うこと。
- (2) 新たに三の丸、翠明台の賃貸料を設定すること。なお、その賃貸料の年額は、文化会館用地を含め、昭和60年4月1日から120万円上乗せするものとする。
- (3) 賃貸料の改定については、左記によるものとする。



文化会館用地、三の丸及び翠明台の賃貸料年額926万6,000円のうち、前記(1)の金額を控除した残額326万6,000円については、昭和60年4月1日に次のように改定する。

326万6,000円と、同額に総理府統計局が発表する前3年間の全国消費者物価指数に基づく物価上昇率を乗じた額(ただし、上昇率が20%を超えるときは20%とする。)とを加え、さらに120万円を加算した額とする。

昭和60年4月1日以降昭和87年3月31日までは前記金額をもとにし、3年毎に各改定期前年の賃貸料に総理府統計局が発表する前3年間の全国消費者物価指数に基づく物価上昇率(各年共、1月から12月までの間の指数であり、各年の和)を乗じた額(ただし、上昇率が20%を超えるときは20%とする。)を、各改定期前年の賃貸料に加算した額とする。

昭和 57 年 5 月 8 日 市議会可決により、土地賃貸借契約を締結

【賃貸借物件】 文化会館用地 宅地 7,911.40 平方メートル
三の丸及び翠明台 山林等 2万 1,640 平方メートル
計 2万 9,551.40 平方メートル

【賃貸借期間】 昭和 57 年 4 月 1 日から 30 年間とする。

【賃 貸 料】 年額 926 万 6,000 円とする。

賃貸料のうち金 600 万円については、これを定額とし、昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 87 年 3 月 31 日までの 30 年間にわたって支払い、その後は支払いをしない。

*その他、市議会の可決内容のとおり。

～（ 中 略 ）～

平成 5 年 9 月 22 日 市議会の可決により、土地売買契約を締結（城山歴史公園用地に供するため）

【売買物件】 宅地 1,378.46 平方メートル（文化会館用地以外の宅地）
山林外 2万 1,640 平方メートル（三の丸及び翠明台）

【売買金額】 1 億円

平成 6 年 10 月 3 日 一部変更契約を締結

【賃貸借物件】 三の丸及び翠明台売買に伴い、
宅地 7,911.40 平方メートル（文化会館用地のみ）に改める。

【賃 貸 料】 年額を 1,142 万 5,078 円に改める。

～（ 中 略 ）～

平成 21 年 4 月 24 日 一部変更契約を締結

【賃 貸 料】 年額を 1,168 万 9,067 円に改める。

平成 22 年度～

*市当局は、文化会館用地の賃貸借契約が平成 24 年 3 月 31 日で終了することから、相手方との交渉を行う。

～～～《 賃借料に係る市の説明 》～～～

- ① 佐伯文化会館の現状等を考慮し、できれば短期の契約期間が望ましい。
- ② 当初、賃貸料は、これまでの契約事情を考慮し、現在の賃借料 1,168 万 9,067 円から 600 万円を差し引いた 568 万 9,067 円で提示した。
- ③ しかし、住宅における相場は固定資産税相当額の 3 倍から 5 倍、商業地では 7 倍から 8 倍、最低水準としても 2 倍から 4 倍との見解も目にする。
- ④ いずれにしても、最終的には当事者間の合意が優先される。
- ⑤ 仮に、交渉が整わず 4 月を迎えた場合は、旧借地法による法定更新となり、原則は再度 30 年間継続し、金額については訴訟になることが想定される。



◆ 市は、交渉の経過の中（期間 10 年、年額 1,045 万 6,056 円）、次の予算案を計上した。

債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
佐伯文化会館敷地賃借料	平成 23 年度から 平成 33 年度まで	110,000

～～～《修正案提出の理由》～～～

教育民生常任委員会の審査において、清家好文委員から、賃借料及び賃借期間について、再度交渉の余地が十分あるとの理由で、佐伯文化会館敷地賃借料の債務負担行為を削除する修正案が提出された。

補正予算中、佐伯文化会館敷地賃借料の債務負担行為を削除する修正案

【審議結果】賛成 26、反対 1 で可決（採決の方法：起立）

平成会								開政会					新風会			市民の会		公明党		民主党		自民党		無党派				
清田哲也	河原修仁	江藤茂	矢野哲丸	日高嘉己	矢野精幸	玉田茂	榊田穂積	小野宗司	井野上準	兒玉輝彦	宮脇保芳	芦刈紀生	下川芳夫	高橋香一郎	渡邊一晴	上田徹	御手洗秀光	清家儀太郎	清家好文	吉良栄三	後藤勇人	浅利美知子	三浦涉	井上清三	河野豊	佐藤元	後藤幸吉	高司政文
○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○

【修正案に対し、賛成・反対の主な理由】

賛 成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期間の 10 年についての異論はない。しかし、金額については、まちづくりを考える中で、建替えの位置も検討せずにきた佐伯市の責任であり、今後将来にわたって 1 億円も支払うことは市民感情として認められない。改めて再考し、12 月議会に再提出することを期待する。 ○ 600 万円を差し引いた 568 万 9,067 円で交渉するのが正論であり、時間的余裕もある。10 年間の期間についても「文化会館を建て替えてほしい」との市民の声があることのほか、途中での契約解除の問題など根拠に乏しい。今後については、市民の声に十分耳を傾けて、市民合意が得られる形で進めてほしい。
反 対	<ul style="list-style-type: none"> ● この金額については、固定資産税や現在社会情勢を勘案し、弁護士を含め相手方と真摯に議論し、合意したものである。また、文化会館については、4、5 年前から議論をし、財政計画を立て決定していくものであり、契約期間 10 年は必要である。

請願第 10 号 佐伯市中心部の高校に通学する佐伯市内在住の 高校生に対する通学費の補助についての請願

【請願者】 佐伯鶴城高等学校 PTA・佐伯豊南高等学校 PTA・佐伯鶴岡高等学校 PTA・
日本文理大学附属高等学校 PTA・佐伯市 PTA 連合会

（請願者意見陳述の要約） *請願者を参考人として招致し、願意を聴取

PTA の各種会議において、遠距離通学に伴う費用の負担は大きく、市内中心部に居住する高校生との不公平感の解消を求める保護者の声が寄せられ、誠に切実な問題である。大分県教育委員会は、高校の後期再編整備計画において、発展的統合等による適正規模化を図ること、つまり、子ども数が減少すれば学校を統合することを基本に考えている。統合により、通学の遠距離化、負担増が生じる。このようなことが起きる理由は、過疎による子ども減少、過疎化が主たる原因である。このため、周辺部の定住を促進するため、通学の支援を求めるもので、佐伯市ならではの施策を講じてもらいたい。

（執行部の見解）

本市では、義務教育内の補助制度として、「さいきっ子医療費助成」を実施しており、現在入院が中学3年生まで、通院が小学6年生までを対象として助成している。このうち、通院について中学3年生までに拡大する考えを持っており、まず義務教育内の補助制度を充実させ、その後高校通学費の補助については検討させてほしい。

【審議結果】 賛成 27、反対 0 で可決（採決の方法：起立）

平成会								開政会						新風会			市民の会		公明党		民主党		自民党		無党派				
清田哲也	河原修仁	江藤茂	矢野哲丸	日高嘉己	矢野精幸	玉田茂	榊田穂積	小野宗司	井野上準	兒玉輝彦	宮脇保芳	芦刈紀生	下川芳夫	高橋香一郎	渡邊一晴	上田徹	御手洗秀光	清家儀太郎	清家好文	吉良栄三	後藤勇人	浅利美知子	三浦涉	井上清三	河野豊	佐藤元	後藤幸吉	高司政文	
○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【賛成の主な理由】

- 賛成

 - バスや電車で遠距離通学している生徒は多数おり、その費用は年額 30 万円を超える地区の人もいる。子ども二人でバス通学すれば出費も多く、このため佐伯に一軒家を借りる世帯もある。過疎化が進む周辺部の定住促進策としても補助制度の創設は意義がある。
 - 周辺地域では非常に切実な思いを持っており、請願の趣旨について広く解釈し、システムを構築し、平等に高校生を持つ保護者への支援を行うべきである。
 - 請願の趣旨は十分に理解でき賛成である。なお、請願では、市内に通学する高校生となっているが、市外通学者に対しても執行段階での対応を強く求めておきたい。
 - 市外への通学、あるいは下宿をしている生徒への対応も含めて検討し、条件等の整備を行い、制度を作るべきである。

意見書案第 3 2 号 社会資本整備に関する意見書

【審議結果】全会一致で可決

社会資本整備に関する意見書

当市は、平成 17 年 3 月 3 日の 1 市 5 町 3 村による合併により面積 903 平方キロメートルの、九州でもっとも広い市として誕生した。海、山、川の豊かな自然と食に恵まれた、大分県南の産業、経済の中核地として、社会資本整備の着実な推進を図ることが極めて重要な問題となっている。

陸路としての東九州自動車道は、九州地域の産業・経済・観光・文化等の発展に大きく寄与することはもとより、救急医療・災害時の代替ルートとして住民の生命に直結する重要な路線であるが、特に「佐伯蒲江間」は、いまだ開通予定年度が明確に示されていない。今後、九州一体となった魅力ある自立的な経済文化圏を形成するためには、東九州自動車道を始めとしたミッシングリンクの解消が必要不可欠となっている。併せて、当市においては近い将来津波を伴うことが予想される東南海・南海地震時の住民の迅速な避難経路の確保として道路整備が急務となることから、当市最大の防災拠点である「佐伯市総合運動公園」付近に一般地方道からの乗り入れが簡便な地域活性化インターチェンジとして「佐伯南インターチェンジ（仮称）」を連結するための連結許可申請を行っている。このインターチェンジが連結されれば高速自動車国道と一般地方道との交通アクセスが向上され、災害時の安全な迂回路としての防災効果、さらには企業誘致の期待もあり、当市の将来に向けた「まちづくり」を考える上で必要不可欠である。

また、佐伯港女島地区に国土交通省と大分県により国際物流ターミナルの整備が進められている。現在、水深 14 メートル岸壁を整備中で、その後航路・泊地の浚渫を行い、平成 25 年度の供用開始を目指している。本事業の完成後は貨物等の輸入・移出の促進とともに、輸送船の大型化に対応し、海上輸送コストの削減により地域産業の競争力の強化が図られる。したがって、東九州自動車道の早期完成とあいまって、海と陸の連携した交通ネットワークが形成され、新たな臨海型産業の立地に望みをつなぐもので、当市にとっても将来の「まちづくり」に与える影響や効果は多大なものである。

ついては、下記の事項において、特段の配慮をされるよう強く要請する。

記

1. 他区間に遅れることなく、東九州自動車道「佐伯蒲江間」を平成 26 年度までに完成させること。
2. 東九州自動車道「佐伯南インターチェンジ（仮称）」の設置を行うこと。
3. 佐伯港女島地区国際物流ターミナル整備事業の推進に伴う、水深 14 メートル岸壁を早期に供用開始すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 22 日

大分県佐伯市議会

公共工事入札事務問題調査特別委員会の設置

〜〜〜《これまでの主な経緯》〜〜〜

平成 22 年

12 月 22 日 公共工事入札事務の監査請求に関する決議案を可決

12 月 24 日 公共工事入札事務の監査及び結果報告を監査委員に請求（佐議第 630 号）

【監査請求の理由】

平成 22 年度に実施された要件設定型一般競争入札 12 件中 7 件の入札において、事前に公表されない最低制限価格と同額での落札が相次いでおり、このことは、積算の精度が向上したとは言え不自然さを覚えるものである。

この入札制度については、平成 20 年度から実施されており、なぜこのような事態が生じるのか、その原因を究明し、あわせて入札事務手続の過程において、関係書類及び電子データ等は適正に管理されているのか、手続の公正性は確保されているのか、事務処理上の問題点及び改善事項について、監査委員の監査を求めるものである。

【監査を求める事項】

平成 20 年度以降に実施された要件設定型一般競争入札に係る入札事務について

- (1) 事前に公表されない最低制限価格と同額で落札されたケースの実態把握とその原因分析
- (2) 入札事務に係る関係書類及び電子データ等の管理方法ほか事務手続の現状と問題点
- (3) 入札制度に関し今後改善を必要とする事項

平成 23 年

2 月 23 日 監査委員から監査報告書が提出される

3 月 1 日 3 月定例会初日、公共工事入札事務の監査結果の報告

【監査報告の総括より抜粋】

本件監査請求の理由となった「事前に公表されない最低制限価格と同額での落札に対する不自然さ」を払拭できない結果となった。……………

…最後に、監査過程において、落札金額が最低制限価格と同額ではないものの、近似値による落札が多数見受けられたので、公正入札調査委員会等の徹底した調査による原因究明を切望するものである。

3 月 15 日 市長に要請文を提出

*事務手続き上の問題や改善を要する事項並びに徹底した調査の必要性などが指摘されているため、今後の市の方針について速やかに回答するよう要請した。

4 月 13 日 市長から対応について回答（抜粋）

今後、これらのことに関する執行部による特別の調査は必要ないと考えています。なお、佐伯市監査委員によって指摘された佐伯市公正入札調査委員会等が行う調査については、強制捜査権がないため、同監査委員が行った監査以上の調査を実施して結果を得ることは極めて困難であると判断しています。

6 月 13 日 全員協議会 対応について協議

8 月 22 日 議会運営委員会 調査方法について整理

8 月 24 日 全員協議会 調査特別委員会を設置することで調整

9 月 22 日 公共工事入札事務問題調査特別委員会の設置

《 参 考 資 料 》

◆ 佐伯市議会基本条例（前 文）

前 文

いわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止に端を発して以来、地方公共団体には事務の決定、運用における責任能力の有無が直接的に問われる時代となった。これに伴い、二元代表制の一翼を担う議会には、地方公共団体の事務の執行に対する議決権を的確に行使するとともに、住民の意思を代弁する唯一の議事機関として、その負託にこたえるべく、たゆまぬ努力を傾注することが求められている。

こうした状況の下、本市議会は、団体自治の観点から、地方自治法に限定的に規定された議決事件にとどまらず、行政運営に責任を持つことを宣言する議決事件を定め、さらに住民自治の観点からは、執行機関に対する監視機能の強化を図り、議員相互間の討議を軸とした合議制の意思決定機関たるべく、その責務を果たさなければならない。

また、長と議会の関係は、二元代表制から導かれる機関対立主義を形成しており、それぞれの異なる特性を生かして住民の意思を行政に的確に反映させる共通の使命を負っている。本市議会は、その責務を全うする手段の一つとして、政策立案能力を向上させ、現実に政策条例を提案し、長と議会が政策を巡って競い、両輪で佐伯市を牽引することが重要と考える。さらに、時代は、市民に開かれた市民参加型の議会を促しており、その要求にこたえるためにも積極的に具体的な措置を講じる必要がある。

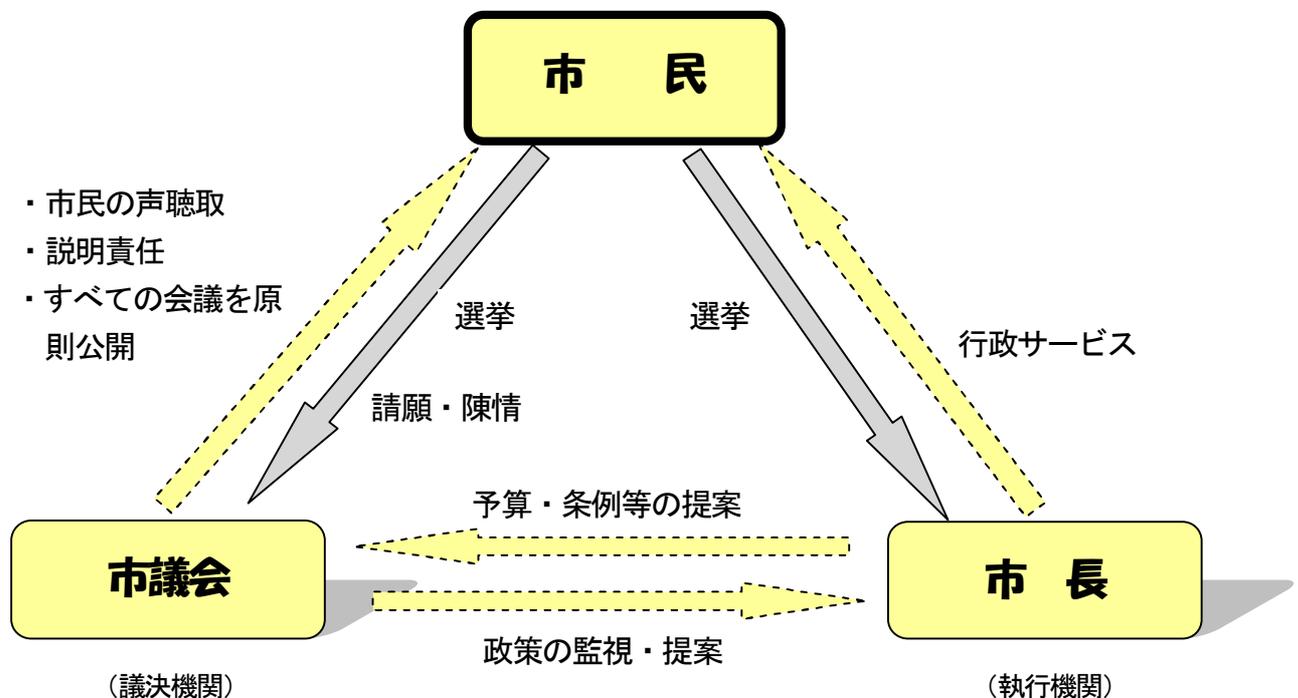
これらの認識を糧にして、本市議会は、市民の声と心を代弁する役割のみに終始するのではなく、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、力強く魅力ある佐伯市の実現に向け、不斷の努力を重ねることで市民の信頼を勝ち得たい。

ここに、新たな時代の礎とするため、佐伯市議会及びその構成員である議員の活動の支柱として、議会の最高規範たる、この条例を制定する。

◆ 市議会の役割（市政との関係はどうなっているの）

私たちの佐伯市を快適な住みよいまちにするためには、市民一人ひとりが「自分たちで考え、話し合い、決め、自分たちの手で実行する」ことが理想的な住民自治ですが、市民全員が一堂に会して話し合うことは不可能です。そのため、市民の中から代表者を選び、その代表者を通じて話し合います。この代表者が市長と市議会議員です。

市議会は、市議会議員が集まって、市民の要望、意見等を市政に反映させるため、市の予算や条例などについて話し合って決めているところで、市議会を「議決機関」ともいいます。また、決まったことを実際に進めていく市長を「執行機関」といい、市議会と市長は、それぞれ独立した立場でけん制し合い、協力し合いながら、車の両輪のように、ともに市の発展のため活動しています。



市議会は、議員一人一人が市民の声を聴き、市長の施策が市民のためになるか、合議制の機関として議論しています。また、市民のためになる政策条例案や政策提言の立案について、議会として政策研究会を設置し、議論しています。



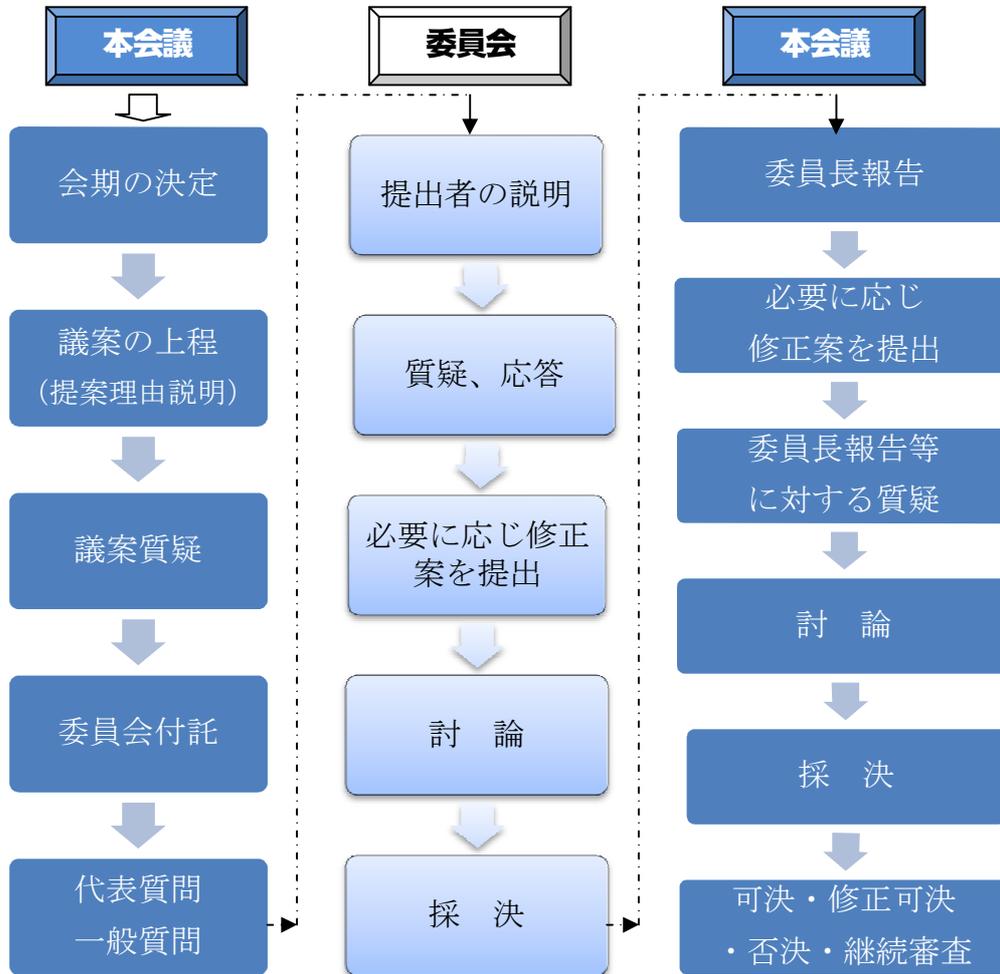
* 市議会と市長はともに住民を代表していますので、二元代表制といわれ、市民の意見をどちらが反映しているか、政策を巡って競い合い、両者で佐伯市を牽引し、より良い佐伯市をつくる原動力になっています。

◆ 市議会の権限（こんな仕事をしています。）

議決権	議会の権限の中で最も代表的なもので、市長、議員及び議会の委員会から提出された議案（条例の制定・改廃、予算、決算、重要な契約の締結など）について、審議し、市の意思又は機関としての意思を決定する権限。
監視権	執行機関の行う行政運営について、議会が監視する権限。
請願受理権	市民の要望や意見を行政に反映させるため、市民から提出された請願を受理し、審議する権限。
意見書提出権	議会が市の公益に関することについて、国などの関係機関に対して意見書を提出する権限。
検査及び監査請求権	議会が市の行政を監視する一つの手法で、市の事務が議会の議決どおり執行されているか検査したり、監査委員に監査を求める権限。
調査権	議会が市の事務に関する調査を行う権限。
自律権	議会内部に関する規則その他の会議に関することを自主的に決める権限。
選挙権	議長、副議長、選挙管理委員会委員などの特定の地位に就くべき者を選んで決定する権限。
懲罰権	議員が法律等に違反し、規律を乱した場合、議会が議決によって懲罰を科すことができる権限。

◆ 本会議（定例会）の審議の流れ

定例会は、条例で年4回と定められており、3月、6月、9月、12月に開かれますが、おおむね以下の手順により議案等を審査します。



※委員会審査では、必要に応じ、市民の皆様（議会モニターの方々）から直接参考意見をいただき、市民参加の下に議案を審査することになっています。

◆ 委員会等構成表（委員等の名簿）

【議会運営委員会】

議会運営委員会	定数	委員長	副委員長	委員		
	12人以内	吉良栄三	宮脇保芳	矢野哲丸	佐藤元	御手洗秀光
				日高嘉己	三浦涉	浅利美知子
				井野上準		

【常任委員会】

常任委員会	定数	委員長	副委員長	委員		
総務	8	後藤幸吉	御手洗秀光	河原修仁	佐藤元	日高嘉己
				宮脇保芳	吉良栄三	
建設	7	井上清三	高橋香一郎	玉田茂	三浦涉	渡邊一晴
				兒玉輝彦	芦刈紀生	
教育民生	8	矢野哲丸	高司政文	矢野精幸	河野豊	上田徹
				浅利美知子	清家好文	
経済産業	7	井野上準	清田哲也	清家儀太郎	榎田穂積	後藤勇人
				江藤茂	下川芳夫	

【特別委員会】

特別委員会	定数	委員長	副委員長	委員			
議会広報	7	上田徹	後藤勇人	清田哲也	河野豊	井上清三	兒玉輝彦
				吉良栄三			
議会改革等	10	宮脇保芳	渡邊一晴	高司政文	矢野哲丸	御手洗秀光	日高嘉己
				河野豊	小野宗司	吉良栄三	下川芳夫
地域開発	10	榎田穂積	矢野精幸	後藤幸吉	清田哲也	佐藤元	上田徹
				清家好文	兒玉輝彦	浅利美知子	芦刈紀生
地域産業	10	江藤茂	清家儀太郎	河原修仁	井上清三	玉田茂	三浦涉
				井野上準	後藤勇人	高橋香一郎	
公共工事入札事務問題	9	河野豊	宮脇保芳	後藤幸吉	後藤勇人	井上清三	玉田茂
				高司政文	吉良栄三	御手洗秀光	

【政策研究会】

政策研究会	定数	会長	副会長	委員			
政策研究会	8	高司政文	清田哲也	後藤幸吉	矢野哲丸	御手洗秀光	井上清三
				井野上準	高橋香一郎		



大分県佐伯市議会

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号

TEL : 0972-22-3643

FAX : 0972-24-0204

e-Mail : gikai@city.saiki.lg.jp